

参考資料

和光市国際化推進懇話会設置要綱

平成13年 6月 1日要綱第 4号

改正 平成14年 6月24日要綱第18号

改正 平成18年12月20日要綱第22号

改正 平成28年12月28日要綱第20号

（設置）

第1条 本市における国際化推進計画に基づき、総合的な国際化に関し、広く市民の意見を反映し、推進するため、和光市国際化推進懇話会（以下「懇話会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第2条 懇話会は、総合的な国際化推進に関する事項について、調査、研究及び審議する。

（委員）

第3条 懇話会は、委員10人以内で組織し、学識経験者及び公募により応募のあった者のうちから市長が委嘱する。

（任期）

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の在任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

（会長及び副会長）

第5条 懇話会に会長及び副会長を置き、会長は委員の互選によって選出し、副会長は委員の中から会長が指名する。

2 会長は、会務を総理し、懇話会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 懇話会は、会長が招集し、その議長となる。

2 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者を出席させ意見を求めることができる。

（庶務）

第7条 懇話会の庶務は、総務部総務人権課において処理する。

（委任）

第8条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成13年6月5日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年12月28日から施行する。

第三次和光市国際化推進計画

発行：和光市総務部総務人権課

〒351-0192 埼玉県和光市広沢1番5号

電話番号 048-424-9088（直通）

FAX 048-464-1234

Eメール a0400@city.wako.lg.jp

ホームページ <http://www.city.wako.lg.jp/>